

履修制限について

履修制限欄に何も記入されていない科目は、(a)(b)連続履修する場合に限り他学部生も履修可能な科目です。

履修制限のある科目で、資格取得のために文学部科目を履修する必要がある場合は、**必ず履修登録期間内に履修許可申請書を提出してください。**

大学院生が資格取得のために学部の科目を履修する場合、担当教員の許可を得て、履修登録期間内に履修許可書を提出する必要があります。(うりぼーネットでは登録できません。)

履修許可書は文学部教務学生係で配布します。授業担当教員の許可印をもらった上で、**必ず履修登録期間内**に文学部教務学生係に提出してください。

時間割表の履修制限欄に記載されているマークについては以下を参照してください。

- ※・・・文学部の学生に限る。ただし、「英会話」及び「英作文」、「自然地理学」、「地誌」については教員免許取得希望者に限り履修を認める。(履修許可書不要)
- ・・・文学部の各専修所属学生に限る。
- ◇・・・文学部の学生及び国際文化学部、発達科学部、国際人間科学部の教員免許取得希望者に限る。(履修許可書不要)
- ◎・・・文学部の学生及び国際文化学部、発達科学部、国際人間科学部、理学部の学芸員資格取得希望者に限る。(履修許可書不要)

資格免許取得に関する科目について

修得しなければならない科目及び単位数の詳細については、入学年度の学生便覧で必ず確認してください。

履修に関する注意事項

申請コード及び授業形態の表記について

- ・申請コード: **赤字**・・・セメスター科目 ・ 黒字・・・クォーター科目のセメスター的運用科目
- ・授業形態: 遠隔(リ)・・・リアルタイム型 ・ 遠隔(オ)・・・オンデマンド型
- ・入学年度の学生便覧にて卒業要件科目及び各科目の単位数を確認し、間違いのないように履修すること。
- ・年間の履修上限単位数を超えて履修登録することはできない。ただし、履修上限除外許可者については、後期の履修登録時に上限を超えた分の科目(文学部専門科目)を教務学生係で登録するので申し出ること。
- ・履修登録期間を過ぎての履修科目の追加、変更、削除等は一切認められない。年間の履修計画を立てた上で履修登録を行うこと。
- ・履修登録期間内に必ずうりぼーネットから履修登録を行い、履修科目一覧表を教務学生係のピンクのボックスに提出すること。
履修科目一覧表を期限内に提出しない場合、不利益を被ることがある。

教育実習及び博物館実習の履修について

- ・教育実習(事前事後指導を含む)及び博物館実習A、B、Cについては、うりぼーネットで履修登録する必要はない。
- ・教育実習については、事前指導、本実習、事後指導を全て終え合格の評価を得た学生に、教務学生係で、事前事後指導(1単位)及び教育実習(中学校の場合は4単位、高等学校の場合は2単位)を登録する。単位は、実習に行った年度の後期に登録される。
- ・博物館実習A、Bについては、指定の期間に各担当教員に履修申請を行う。博物館実習Cは、指定の期間に教務学生係に履修申請を行う。
Aの履修申請については前期の時間割表(表面)を参照すること。4年次に履修するB、Cの履修申請については、3年次の10月に掲示で知らせるので、申請忘れのないよう注意すること。
- ・博物館実習A、B、Cを全て終え合格の評価を得た学生に、教務学生係で博物館実習(3単位)を登録する。単位は、実習Cを行った年度の後期に登録される。